全Ｌ協保安・業務Ｇ６第１３６号

令和６年９月１１日

正会員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

ＬＰガス取扱事業者のリスクアセスメント対応指針の補足資料について（お知らせ）

標記につきましては、令和６年３月１５日付け全Ｌ協保安・業務Ｇ５第２５０号において日本ＬＰガス団体協議会のホームページに、改訂されたリスクアセスメント対応指針が掲載されたことをお知らせいたしましたが、対応方法についての問合せが多数寄せられたことから、別添のとおり補足資料を作成いたしました。

リスクアセスメントは労働安全衛生法に関することになりますが、平成２９年３月１日より「エチレン」、「プロピレン」、「ブチレン」も当該物質に指定され、さらに令和５年９月２９日の法改正で令和８年４月１日より「プロパン」も指定されることになりました。

ＬＰガス販売事業者に求められる対応は、従業員の有無や販売方法により異なりますので、別添の補足資料を参考にご対応いただけますようお願いいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、お知らせくださいますようよろしくお願いいたします。

　以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　湯口、北邨、國坂